

# 『唐大興善寺故大弘教大辯正三藏和尚影堂碣銘并序』について

—その史料的位置付けと價值を中心として—

## 一 問題の所在

唐代の密教の歴史を研究するうえで、金剛智・善無畏・不空の活躍した開元初年から大暦の末年までの七十年間は、信頼し得る多くの一次資料が残されていることから、様々な方向から研究がなされているのは周知の通りである。しかし一方、大暦の末年から恵果の活躍した時代を含むそれ以降の歴史に關わる史料については、恵果に纏まった傳などがあり、また海雲の『兩部大法相承師資付法記』や日本の入唐僧などの残した史料が存在するものの、さきの開元初年から大暦の末年までの七十年間に比較して、その量と質と纏まりに格段の差の存在することは、これもまた周知の事實である。その

『唐大興善寺故大弘教大辯正三藏和尚影堂碣銘并序』について(岩崎)

岩崎 日出男

ためこの期間の研究に取り組むことは、常に史料制約、すなわち文献の不足という困難が付きまとうことから、唐代の密教史研究の中でも課題の多い分野と言わねばならない。

筆者もこのような該當の期間の史料の現状に對して僅かではあるが、これまで不空の下で大興善寺の寺主を勤めた僧・圓敬の銘文をはじめ、斷片的ながらも重要と考えられる記述を含みながら、從來の研究では認知されておらず明らかにされていなかった文献などを、關係諸論文中に唐代密教史の研究史料として紹介してきた。以上のような現状において、近年、田中悠文氏は「眞言密教史料 翻刻・譯注研究——金剛智・不空編——」（『現代密教』一〇號・一九九八年）と題して、既知の文献ではあるが權德輿（七五九〜八一八）撰『唐大興

善寺故大弘教大辯正三藏和尚影堂碣銘并序』(以下・『碣銘』と略)を取り上げて再評價を試み、その結果『碣銘』を唐代密教史(金剛智・不空傳)研究上の重要な文献としての價値が認められるとされた。筆者も以前からこの『碣銘』の存在は認知していたのではあるが、この文献を唐代密教史研究の史料として他の信賴すべき文献とともに用いるには、その内容と傳來の書誌學的な觀點から極めて問題が多いものと考え、少なくとも問題とした點についての考證無しには『碣銘』を用いるのに極めて慎重でなければならぬと考えていた。

田中氏の再評價の試みは筆者の問題意識に一石を投ずるものではあったが、しかしその再評價の判断には多くの問題點の存在が豫測され、改めて『碣銘』考察の必要性を感じる事となり、ここにこの小稿の考察によって『碣銘』に関わる諸問題を明らかにしたいと思う。

## 二 『碣銘』の書誌學的な問題

『碣銘』は權徳輿の撰になることから、信賴し得る定本として『四部叢刊初集』・集部所收、『新刊權載之文集』五十卷の卷二八に收載されているものが上げられる。この『四部叢刊初集』所收の『新刊權載之文集』五十卷は、清の朱珪(一七

三一〜一八〇七)が嘉慶十一年(一八〇六)に刊行した刻本である。朱珪はその「序」に、まず權徳輿の文集五十卷の唐以來のごく簡略な流傳の狀況を記し、次いでこの『文集』の刊行にいたる經緯を記している。それによれば、唐以來の流傳については暫くおくとして(後述する)、その刊行の經緯を以下のように記している。

南昌の彭文公元瑞、書を阮中丞元に寄せ之を知不足齋・鮑以文に索む。鮑曰く、有ること無し、朱竹君先生の家に之れ有るを聞く、と。阮以て彭に覆ぐ。彭大いに驚き之を珪に詢りて茫然たり。之を姪に問ふに、錫庚對へて曰く、之れ有り、然れども先人祕本を弃貽し、敢て以て人に假さず、と。其の之を得る所を問ふに、自ら曰く、五柳居の陶書賈、豫の父に告げて曰く、得可からざるの書有り、某公の處に在り。公能く宋槧の名本數本を以て、之に易へて得可きなり、と。豫の父之を陶に允し、果して其の書を得。請假もて一部を鈔し、原書を以て我が父に歸す。然れば則ち海内二本に過ぎざるのみ。敢て輕しく以て人に示さず、と。豫笑ひて曰く、姑く我に假せ、一たび觀ること可ならんか、と。(錫)庚已むを得ずして遲日送りて至る。豫覽披して一過するに、眞に五十卷に

して不傳の本なり。亟に晝夜、書手に命じ、鈔成りて原書を以て之を椒花唼舂（朱筠の室號）に歸す。鈔本を以て彭公に假す。彭公大いに喜びて一部を照鈔し、手づから丹黃を加へ校勘塗乙（し）し、豫に序と源委を請ひ行將に之を梓さんとするも、已にして公病もて邸に薨す。

豫曰く、權文公集は得可からず、と。其の門生に囑むも、之を其の家に緩索するのみ。彭公の孫・邦疇曰く、信に必ず壁を完うせん、と。日ならずして鈔本復た還る。豫、之を覆閲するに、則ち彭公病中の手跡にして新なるが如し。癸亥秋自り乙丑春に至り、珪、既に知足齋詩集を進め、御題の詩を荷ひて首に冠し、退きて喟然として曰く、權文公は忠孝にして良相なり、其の集海内に僅に四本有るのみ、時梓を受く可きに及ばざるか、と。志を同じくする者聞きて踴躍、集腋成裘せんとして曰く、善を擧ぐるに獨り爲す無かれ、且つ彭公の遺志なり、と。乃ち梓人に甘し宋體を以て之を寫さしむ。豫、陸續校正して五十卷を竣へる。蓋し書の顯晦は時數有るなり。

※（一）筆者補。

これによれば彭元瑞（一七三一—一八〇三）がこの權德輿の文集の有無を阮元（一七六四—一八四九）を通して知不足

『唐大興善寺故大弘教大辯正三藏和尚影堂闕銘并序』について（岩崎）

齋・鮑廷博（一七二八—一八一四）の藏書に捜求させたのが發端であった。權德輿の文集の架藏の有無を尋ねられた鮑廷博は、自分の藏書には無いが朱筠（一七二九—一七八一）が家藏しているであろうことを阮元に言い、阮元はその旨を彭元瑞に傳えたところ、彭元瑞は朱筠の弟の朱珪にこれまでの（経過を傳え、どのように取り計らうべきかを相談した。そこで朱珪は朱筠の子で甥にあたる朱錫庚に權德輿の文集の有無を尋ねると、たしかに家藏しており、かつて父の朱筠が「五柳居の陶」という書賈の仲介により「某公」の所に藏されていた權德輿の文集五十卷を「宋槧の名本數種」と交換し手に入れたものであって、自分の鈔本と合わせて世に二本を過ぎない稀觀書であるから安易に呈示することはできないとの答えであった。しかし朱珪は叔父・甥の仲をもって朱筠所藏の原本を借り受け鈔本一部を作り、その鈔本を彭元瑞に貸與して、彭元瑞もまた鈔本一部を作成した。なおこの時、彭元瑞は鈔本に手づから校勘を施し、その上梓を企てたが病のため自邸で薨った。その後、ほどなくして朱珪は權德輿の文集の世に廣く流布していないことを残念に思い、それを知った有志の人々も彭元瑞の遺志を汲んで、工人に宋刻の書體を模して翻刻させ嘉慶十一年（一八〇六）に『新刊權載之文集』五

十卷として完成したことが記されている。そこで改めて、朱珪が『新刊權載之文集』五十卷を刊行するにいたった経緯をごく簡略に示すならば、五柳居の陶書賈(某公所藏)↓朱筠(朱錫庚・鈔本)↓朱珪(鈔本)↓彭元瑞(鈔本・校勘)↓朱珪・『新刊權載之文集』五十卷刊行(嘉慶十一年・一八〇六年)、となるであろう。因に、『全唐文』卷五〇六所收の『碣銘』は『全唐文』の完成が嘉慶十九年(一八一四)であることから朱珪・『新刊權載之文集』五十卷本を底本としたことは疑いの無いところであろう。

さて以上の経緯から書誌學的に明らかかなことと、それに關わる問題のいくつかを考えるならば、この權徳興の文集五十卷は今から二百年ほど前には中國國內において「天下の孤本」とも言うべき稀觀本であったことと、問題の『碣銘』を収載する朱珪・『新刊權載之文集』五十卷は、唐の文集成立以來、九百年を経た後のものであり、現在からは僅かに二百年ほど前の刊本であるということ、さらには朱珪・『新刊權載之文集』五十卷の原本となった朱筠の藏本は、文集自體の孤本性もあってどのような來歴の本なのか一切不明である、ということなどである。そこでここに問題となるのは、まず朱珪・『新刊權載之文集』五十卷本と對校すべき鈔本なり刊

本などが無いことであり、唐の文集成立から朱珪・『新刊權載之文集』五十卷刊行までの九百年の間に起り得たであろう構成及び内容の變化について確認ができないということである。このことは、例えば文集所收の詩文のそのほとんどを収載している『文苑英華』(宋・雍熙四、九八七年完成)において『碣銘』が漏れていることなどはその一例である。次いで上述にも關連することとして朱珪・『新刊權載之文集』五十卷本の原本である朱筠の藏本は、その來歴が不明なために鈔本であったのか刻本であったのかや、信賴に足る善本であったのかどうかということが明らかではないことである。このような懸念は、先に後述すると言った文集の唐以來の流傳にも關わることになる。朱珪の「序」によれば、文集の傳來の様子に關して、本來五十卷本であるものが、『四庫全書』集部・別集類三に収載されている『權文公集』では十卷(目錄及び詩賦十卷、内府藏本)のみであり、明の嘉靖二十年(一五四一)楊慎が滇南で入手し劉大樸が序を付して翻刻したものであること、またそれとは別に王士禎(一六三四〜一七一)の『居易錄』を引いて、かつて王士禎は劉體仁の子から無錫・顧宸の藏本であったといわれる文集五十卷本の鈔本を贈られたことを記している。なお『四庫全書總目提要』卷一

五十・集部・別集類三には、王士禎の『居易錄』の記述から五十巻本の文集について「康熙中（一六六二—一七二二）に猶ほ存するか」と記しており、『四庫全書』編纂時には存在していなかったのごとくである。いずれにせよ權徳輿の詩文の多くは『文苑英華』や『唐文粹』などの古い來歴をもった文獻などに見られるが、五十巻本の文集の來歴及び傳來の状況には變化もありまた不明な點も少なくはないのであり、その構成及び内容が初めて明らかになったのは清朝の中期頃ということであって、他の文獻に比べて極めて新しいことであるのが理解されよう。要するに朱珪の『新刊權載之文集』五十巻本は、以上のような書誌學的問題の存在する文獻であることを、十分に考慮したうえで用いることが必要と考えられるのである。特にこの小稿で考察しようとしている『碣銘』は、『新刊權載之文集』五十巻の卷二八・銘贊の項にのみ收載されており、またこの『碣銘』のみが前にも少し觸れたように銘贊の項に收載されている一四の銘及び贊の内、『文苑英華』や『唐文粹』などに收載されていないものであることは、『碣銘』を收載する朱珪の『新刊權載之文集』五十巻本が書誌學的問題の存在する文獻であることと併せ考えて、殊に慎重な取り扱いが必要と考えられるのである。

『唐大興善寺故大弘教大辯正三藏和尚影堂碣銘并序』について（岩崎）

### 三 「碣銘」の内容上の問題

まず問題の考察に先立って『碣銘』の構成と内容について概略するならば、『碣銘』を權徳輿に依頼したのは不空の弟子の惠應であり、序文と銘文を併せて七七六字に互るものである。その前半は金剛智と不空の經歷と業績の概略が記され、後半も前半の兩三藏の經歷と業績に關連した事項とともに惠應の言行について記し、一六句の銘文で締めくくられている。

さてこのような構成と内容の『碣銘』を初めて密教史研究に用いたのは、管見では「密教相承の傳説に就いて」（密教研究二三號・一九二六年）と題した松本文三郎博士の論考が嚆矢であると思われる。そこでは、『碣銘』に大日如來の次相承が當時の通説であつた金剛薩埵ではなく普賢を配當するといふ密教相承上の異説の存在するところを取り上げ、また不空の高弟として、これもまた通説とは異なる惠應・於鄰・潛眞・惠覺の名が擧げられていることを紹介し、なかでも惠應は密教相承における異説の存在することを考察する上で、重要な人物として考えられている。このように、『碣銘』の内容には通常とは異なる唐代密教史上問題となるべき異説が存在

するのであるが、田中氏も『碣銘』の再評價において特に惠應を取り上げ、彼が不空の高弟として記されていることを根據とし、かつ異相承上の重要な人物であることと、またこの『碣銘』には金剛智の入滅時の年齢を通過である七一歳とはせずに七三歳としていることなどから、この惠應の指示の下に書かれた『碣銘』を唐代密教史研究上の重要な文獻として位置付けている。

以上のような他の文獻に見られない異説について、それらの異説を文字どおり認めることは、前述した『碣銘』の書誌學上の問題から考えても慎重にならなければならない。そこでまず、惠應が不空の高弟として記されるということについて考察してみよう。惠應は『四部叢刊初集』所收の朱珪・『新刊權載之文集』五十卷本『碣銘』に「大師の弟子は曰く、沙門含光・曇貞・覺超・惠齡・於鄰・潛眞・惠覺等」と記され、「惠應」は本来「惠齡」と記されている。この箇所について田中氏は『全唐文』本を對校に用い「齡」を「應」に改め「惠齡」を「惠應」としている。なお田中氏は参照していないが、『四部叢刊初集』の『新刊權載之文集』には、姜殿揚が長沙葉氏（葉德輝・一八六三—一九二七）藏嘉慶輯刻本によって校勘した『權載之文集校補』が付されており、そこでも

「齡」は「應」となっていることが示されている。しかし、ここで問題となるのは、なぜ「齡」を「應」に改める必要があるのかという疑問である。田中氏は校訂と言いつつ「齡」を「應」に改めた根據なり理由を示していないので、その詳細は不明であるが、例えば「惠齡」という人物が唐代密教史の文獻に出て来ないということと、またこの不空の高弟を列擧した直後に「而して惠應・惠覺は祕藏を傳授され、．．．」とあり、「惠應」「惠覺」が不空に「祕藏」を傳授された弟子として記されていることから、前文に「惠覺」があり「惠應」と一字違いの「惠齡」の名があるからといって、必ずしも「惠齡」が「惠應」であるということの理由にならないことは當然である。「惠齡」はあくまで「惠齡」であって「惠應」ではないことも、「惠應」である可能性と共に十分に考慮しなければならないのは當然であろう。以上は校合上の問題であるが内容についての問題としては、まず列擧された高弟の中、含光と曇貞と覺超は從來の研究にも明らかかなように不空の代表的な高弟として認められるものの、潛眞<sup>(2)</sup>については疑問を生じるのである。潛眞はたしかに不空の下で密教を學び、大興善寺の上座として寺務及び衆僧を管掌し、經典の翻譯の席には必ず列坐した人物であつて弟子として認められる人物では

あるが、こと大法の付法としての密教相承での立場ということにおいて、不空から密教を相承し後事を託された含光ら他の高弟達とは同列に扱うことはできないと思われる。その主な理由として、六哲と呼ばれる高弟及びそれに準ずるような弟子たちは、古參の弟子であるならば古くは金剛智在世及び不空の印度求法の前後からの弟子であり、若年の弟子であればそのほとんどが幼少のときから沙彌として不空に仕えた弟子だからである。それに比べて潜眞は不空が大興善寺に入寺した後に大德僧として不空の下に親近した人物であることと、その行動が六哲と呼ばれる高弟及びそれに準ずるような弟子たちの行動とはまったく異なっているからである。一例を挙げるならば、不空の高弟たちは一人として經典の翻譯などに參列していないということなどは、その端的な例として挙げる事ができるであろう。また於郷については惠覺と同じく唐代密教史の文獻に出て來ないのであるが、田中氏は於郷の「於」を「子」に訂正して「於郷」は「子郷」とするのであるが、假に「於郷」が「子郷」であっても不空との關係は潜眞と同じく『新譯仁王般若經』等の經典の翻譯に參列するなどが主であり、子郷はまた潜眞に比べて不空との關係が關連する文獻にほとんど記されることがなく、兩者の關係に

『唐大興善寺故大弘教大辯正三藏和尙影堂碣銘并序』について（岩崎）

かなり不明なところがあって、弟子であったかさえも確認できない人物なのである。そのようなことから子郷を高弟に列擧するのは不可解と言わざるを得ないのである。惠覺についてもそれは同様で、その名は『不空三藏表制集』卷四・「請於興善寺當兩道場置持誦僧制一首」に、灌頂道場と大聖文殊閣の念誦僧二一名の一人として擧げられているのが初見である。そこには不空の「弟子僧」として高弟の慧朗・慧超・慧果・慧勝とともにその名が列せられ、また惠（慧）應の名も見られる。不空はそれらの弟子たちについて、「其の惠朗等二十一人は、竝な久しく祕藏を探り、深く眞乘に達し、戒行は圓明にして、法門の標準たり。」（大正五二、八四五b c）と言っていることから、惠覺も有力な弟子の一人であったことが知られる。しかしこの惠覺の名は、これ以後『碣銘』を除く唐代密教の文獻に一切見られなくなる。このようなことは他の高弟たちには存在しない事であり、その名が一度しか文獻上に出てこない弟子が高弟に列せられるのは、これもまた不可解と言わざるを得ないということになる。つぎに、田中氏が唐代密教史研究の上で特に高く評價する記載として金剛智の入滅の年齢と法臘を「春秋七十三、夏臘五十」と記し、また不空の七十歳での入滅にさいし「報年は先師（金剛智）

に減すること三歳、而して休夏は同數なり」と記して、金剛智の春秋を七三歳、法臘を五十とすることであるが、ここにも大きな問題が存在している。それは特に金剛智の法臘を五十とするところにある。すなわち金剛智の春秋七三から法臘五十を引くと、金剛智の具足戒を受けた年齢が二十三歳となるのであるが、金剛智の傳記として最も信頼し得る文獻として周知され、田中氏も認める呂向の『金剛智三藏行記』には金剛智の具足戒受戒の年齢を明記して「年二十にして具戒を受く」（大正五五、八七五）と記すのである。このことは『碣銘』に「初め先の大師（金剛智）の減するや、呂工部向・杜衛公鴻漸、之が爲に記し」と記していることから、呂向の『金剛智三藏行記』の内容を知りながら具足戒受戒の年齢を誤ったことにもなるのである。なお金剛智の二十歳の具足戒受戒は、十歳で出家した金剛智の僧としての修學過程における経歴を見ても疑いのような事実と認められなければならないであらう。この記述にはむしろ金剛智の法臘を五十とするのには、不空の法臘に金剛智の法臘を意圖的に合わせようとする作爲すら感じられるのである。また不空においても、その入寂の月日が六月十五日であるのは歴然たる史實であるが、それを「六月既望（十六日）」にしていることなどは、考

えられないような過誤といえるであらう。さらに他に問題となる所を指摘するならば、前述した「大師の弟子は曰く、沙門含光・曇貞・覺超・惠齡・於鄰・潛眞・惠覺等」の後に、それらの高弟の活躍を「或いは肅宗の灌頂の阿闍梨・清涼山功德使と爲り、或いは内道場三教大徳と爲り、或いは僧録と爲る」と記すのであるが、清涼山功德使及び僧録はともかくとして、不空にしかあり得ない「肅宗の灌頂の阿闍梨」などということが弟子の業績とされていたり、同じく「内道場三教大徳」の「三教大徳」というような未聞の稱號を言ひ、代宗皇帝を「武皇帝」と記すような他にその例を見ない表記の仕方などを擧げることができる。<sup>10</sup>最後に『碣銘』全體に互る問題を指摘するならば、まず上述してきた『碣銘』の内容に關わる問題は他の文獻との比較が可能―すなわち『碣銘』以外の文獻にも出てくる事項―であるが、それら以外に『碣銘』が唐代密教史の文獻として他の文獻に見られない記載は、全體の僅かに五分の程度であり残りの五分の四は既知の事項であるということが指摘できる。そしてその既知の事項の内容は様々な文獻からの意圖した取捨選擇というよりは、むしろ寄せ集めの感を免れ得ないような文章であることである。當然ながら、はたしてこのような文章が權徳輿の文章といえ



るのか大いに疑問の生ずるところであろう。  
また他の文獻に見られない記載の内容も、

一、惠應が金剛智と不空の遺影を祀る「影堂」に居住していること。

二、「影堂」内の東に金剛智、西に不空の遺影があること。

三、惠應に權徳輿が親近していたこと。

四、權徳輿の銘文があること。

の以上であるが、すでに田中氏も指摘しているように、兩三藏の遺影とそれが祀られている堂については、圓仁の『入唐求法巡禮行記』に記載があることから、實際に『碣銘』から得られる新知見と見なすことのできるものは惠應が「影堂」に居住していることが記されていることと、三と四の事項だけとなるであろう。『碣銘』の内容が以上のようなものと考えられるならば、『碣銘』の唐代密教史における文獻としての價値は、不空以後から惠果前後の期間の密教史に限って参考となるべき可能性をもった文獻ということになろう。このようなことから、田中氏が『碣銘』に對し前掲論文で「今後の金剛智・不空研究、ひいては眞言密教研究上、看過しえない史料になるものとおもわれる。」というような評價は當を得ない

『唐大興善寺故大弘教大辯正三藏和尚影堂碣銘并序』について（岩崎）

いものと考えられる。なお「なぜか長部和雄博士や松長有慶博士をはじめとする専門研究者で、金剛智・不空研究に『碣銘』を使用した人はみられず、・・・」という田中氏の疑問は、『碣銘』が長部・松長兩氏にとって既知の文獻であったと假定してのことであるならば、兩氏が使用しなかったその理由を忖度するに、おそらくは上述してきた内容上の問題のいくつかに氣が付かれ、文獻としての使用に慎重になられたことによるのであろう。

#### 四 宋蜀刻本『新刊權載之文集』の公刊

書誌學的にも内容的にも、多くの問題を抱えた『四部叢刊初集』所收、朱珪・『新刊權載之文集』五十卷本と『碣銘』は、一九九四年九月に上海古籍出版社から宋蜀刻本唐人集叢刊の中の文集として『新刊權載之文集』一部二册が刊行されるにいたり、再び唐代密教史研究の一文獻史料として見直す機会が訪れた。宋蜀刻本唐人集叢刊『新刊權載之文集』一部二册は、その影印説明によれば、南宋（一一二七〜一二七九）中期（一一二〇年頃）の刻本で半葉二行・行二一字の體裁をもち、蜀（現在の四川省眉山地區）で刊行されたものであることが説明されている。『四部叢刊初集』所收本の刊本から一

舉に六百年を溯るこの古刊本は、同じくその後跋によれば、傳增湘・趙萬里らによって刊本中に捺された藏書印の考證によつて元・明・清と歴代宮中に藏された古刊本であり、清の康熙年間（一六六二—一七二二）の末頃に宮中から民間に流出することになった。まず潁川の劉體仁が最初の民間の所藏者となり、それからほぼ二百年後の清末民初にかけて當時藏書家として著名であつた傳增湘により、劉體仁收藏本の卷一から五及び卷四三から五十にいたる一三卷分が確認された。

この中、卷四三から卷五十の八卷は南京・中央圖書館を経て現在は臺灣に架藏されており、卷一から卷五はその後これも藏書家として著名であつた陳澄中の藏となり、陳澄中が以前に收藏していた卷六から卷八及び卷二一から卷三一の都合一九卷が、一九五〇年代に北京圖書館の善本特藏部の所藏となつたことが述べられている。以上のことから宋蜀刻本の『權載之文集』は、現存する唯一の來歴と傳來の様子が確認される古刊本であることが理解されるのである。なおこの上海古籍出版社刊行の一部二冊・『新刊權載之文集』は、臺灣架藏本の八卷分を除く北京圖書館善本特藏部所藏の一九卷分が收載されており、『碣銘』は『四部叢刊初集』所收、朱珪・『新刊權載之文集』五十卷本に同じく卷二八に收載されている。

そこで以下に宋蜀刻本唐人集叢刊『新刊權載之文集』卷二八に收載されている『碣銘』の全文を掲載し、『四部叢刊初集』所收本と『全唐文』收載本との校合・比較を行い、改めて『碣銘』の史料性を考察して見ることにしたい。<sup>12)</sup>なお『碣銘』が刊本として傳來してきた歴史を重視し、掲載に使用する文字は敢えて正字には訂正せず刊本の文字のままとし、行數と行當たりの文字數についても同様とした。なお後の考察の便宜上、各行の頭に1から40の通し番號を付した。また校合の文字には傍點を付し、その結果は各行の左下に『四部叢刊初集』所收、朱珪・『新刊權載之文集』五十卷本は④、『全唐文』收載本は⑤、『權載之文集校補』は⑥とそれぞれ表記した。

1 唐大興善寺故大弘教大辯正三藏和尚

弘・④⑤宏

2 影堂碣銘并序

3 三藏者何於心爲戒定慧於學爲經律論惟西域二天

於・④于

4 小以正智法器爲天人師大弘教和尚本號金剛智南

小・④⑤⑥⑦、弘・④⑤⑥宏

5 印度人出家於船欄陀寺道成於迦毗羅衛國事龍智

於・④于、衛・④衛

- 6 阿闍梨通忽持灌頂之法入師子國登楞伽山航海涉  
闍・四堵
- 7 險聿來中土開元中隨鑾輅於兩都大智大慧皆攜衣  
於・四于
- 8 請益春秋七十三夏臘五十化滅于洛京起塔于龍門  
于・四於、于・四於
- 9 傳法於大辯正和尚和尚法號不空師子國人母氏方  
振夢佛光照頂弱冠受具通三密法普贊國信往詣他  
賈・四賈全齋
- 10 方諷眞言而海風恬息結秘印而狂象調伏若歲大旱  
秘・四秘
- 11 實作霖雨內出方袍之錫猶命服焉至德初宣皇受命  
於靈朔譯不動尊經以獻凡所以順天心而導善氣者  
又何可勝言自開元末至大曆中三朝尊奉以密行救  
曆・四全歷
- 12 世代宗授以特進鴻臚卿賜號大廣智三藏既以衆生  
病爲病於卧內加開府儀同三司封肅國公大曆九年  
卧・全臥、肅・四全肅
- 13 夏六月既望示滅於興善寺追命司空不視朝三日尊  
滅・四全滅、於・四于
- 14 名曰大辯正遣中謁者弔祠報年滅先師三歲而休夏  
弔・四弔、滅・全滅
- 15 同數初武皇帝崇大師以次公命卿也先師有儀同之  
贈弘教之諡大師之弟子曰沙門含光曇貞覺超惠靈  
弘・四全宏、靈・四全靈、應・四全應
- 16 于鄰潛真惠覺等或爲肅宗灌頂阿闍梨清涼山功德  
于・四全於、闍・四全闍
- 17 使或爲內道場三教大德或爲僧錄皆偉然龍象爲法  
場・全場
- 18 棟梁而惠應惠覺傳授秘藏永懷師道乃於仁祠法堂  
師・四全世
- 19 嚴事繪飾儀同在西肅國在東辟谷德宇瞻仰如在應  
繪・四全華、肅・四全肅
- 20 公又推本其教曰昔毗盧遮那如來入不空王三昧說  
那・全那
- 21 瑜伽最上乘義授於普賢以平等性智而超妙覺一印  
伽・四全伽、於・四于、超・四全造
- 22 含萬法五部周四方金剛之堅利蓮華之清淨悟入之  
含・四舍、華・四全花、淨・四全靜
- 23 速可思議哉普賢授龍猛龍猛授龍智凡千百載而先

『唐大興善寺故大弘教大辯正三藏和尚影堂碣銘并序』について（岩崎）

- 29 大師授于大師纂服六葉之教紹明三摩之法攝護成  
 于・全於
- 30 就斯為妙門大凡翻經七十七部一百卷命書啓冊表  
 冊・四・全冊
- 31 章答禮傳譯之差次弟子之號名環周素壁聳視生敬  
 淨名會中亦祭世典弘明集內無匪佛乘初先大師之  
 淨・四・淨、祭・四・全參、弘・四・全宏
- 32 滅也呂工部向杜衛公鴻漸為之記大師之去亡也嚴  
 衛・全衛、去・四・全云
- 33 京兆郢沙門飛錫為之碑感緣行化皆以詳熟今應公  
 以二大師遺影之在此堂也不可以不識應公入大師  
 之室德輿游應公之藩以茲因緣俾揭文字銘曰  
 游・四・全入
- 34 法身遍照六葉傳妙惟二大師三朝演教天竺西極輪  
 遍・四・全徧
- 35 伽度門蓮開法界月破重昏儼然像設復獲親覲如聞  
 伽・四・全珈、蓮・四・全連、像・四・全象
- 36 軟語如結秘印一室之中寂然感通道行無窮法子之  
 秘・四・秘
- 40 功<sup>(13)</sup>

さて以上の校合の結果から明らかになったことで重要なことは、まず宋蜀刻本唐人集叢刊『新刊權載之文集』の『碣銘』が、『四部叢刊初集』所收の朱珪・『新刊權載之文集』と『全唐文』収載『碣銘』とは、その内容及び構成において差はなく同じであることが確認できることである。このことは『碣銘』が南宋中期から權德輿作の銘文として存在していたことを明らかにするものである。ただここで注意しなければならぬのは、南宋中期とはいえ、なお權德輿の文集が編纂されてから四百年近い年月が経過しているということを忘れるわけにはいかないのである。『碣銘』の存在が南宋中期にまで溯るとは言え、その事實のみで上述した『碣銘』の内容に關する疑問や問題が、無意味となり解消されるわけでは決してないのである。特に上掲の本文において、20行目の不空の弟子を列擧したところに「惠靈」の名があることは、そのことを考えさせる一例になると思われる。校合において「惠靈」の名は④では「惠靈」の「靈」が「齡」に、⑤・⑥では「應」になっているが、史料使用の原則に従い、もっとも古い文獻である南宋本に従って、この箇所は「齡」「應」ではなく「靈」であり「惠靈」であるならば、ある事實が明らかとなる。それは上述に明らかにした「潛眞」「子鄰」と同じく、「惠靈」

もまた不空の弟子であったかは不明であり、その関係は主として『新譯仁王經』等の經典翻譯に攜わった人物であったということである。不空の高弟として列擧される七名で、經歷が一切不明の惠覺を除く残りの半数が經典翻譯に列席した人物であることは、そこに特別な意圖の存在を推測するよりは寧ろ、諸文獻の「寄せ集め」的な結果によるものと考えるのが妥當であろう。このことはすでに内容の問題のところでは指摘した『碣銘』前半の構成と内容の實態からも裏付けられるのではなからうか。また校合の結果で氣が付くのは、三本の『碣銘』で南宋本が用字的に最も善いものであると考えられることである。具體的には、23行目の「影堂」に掲げられた不空の遺影に仕える惠應・惠覺の姿を述べた最初に、㉔㉕の兩本では「永懷世道／永く世の道を懷ひ」とあり、その意味が判然としなかったのが、南宋本では「世」は「師」とされ「永懷師道／永く師の道を懷ひ」となり、前後の文章と對應し文意も明確になっていること。26行目には惠應が密教の教えを説くところで、㉔㉕の兩本では「以平等性智而造超妙覺／平等性智を以て妙覺を造り」とあり、同じくその意味が判然としなかったのが、南宋本では「造」が「超」とされ「以平等性智而超妙覺／平等性智を以て妙覺を超え」とあり、同じ

く前後の文章と對應し文意も明確になっていること。33行目には、不空が入滅するのを「大師之云亡也／大師の亡を云ふや」とあり、「云亡」が用字的に不適切と思われることが、南宋本では「云」が「去」とされ「大師の去」するや」とあり、用字的にも意味の上でも適切であり明確にもなっていることなどが挙げられる。他に1・4・20行目の金剛智の諡が、㉔㉕の兩本では「大宏教」とするのを、南宋本では「宏」を「弘」として正しく「大弘教」としている。16行目の不空の國公の爵名を㉔㉕の兩本では「肅國公」とするのを、南宋本では「肅」を「肅」として正しく「肅國公」としている。38行目の銘文の中で㉔㉕の兩本では「連開法界／連ねて法界を開き」とするのを、南宋本では「連」が「蓮」とされ「蓮開法界／蓮は法界を開き」となり、下文の「月破重昏／月は重昏を破す」の對句となつて文意も明確となる。また6・21行目で㉔㉕の兩本では「阿堵梨」の「堵」、26・38行目で「瑜珈」の「珈」、27行目で「蓮花」の「花」と「清靜」の「靜」、37行目で「徧照」の「徧」、38行目で「象設」の「象」が、南宋本ではそれぞれ「闍」「伽」「華」「淨」「遍」「像」とされており、いずれも用字的には適切といえるであろう。なお、この南宋本にも二點ほど明らかに誤りと認められる箇所がある。一點

は4行目の最初の「小」である。④⑤の兩本では前文の「惟西域二大」を受けて「土」(西域二大土、すなわち金剛智と不空)とするのであるが、この箇所が南宋本の「小」では意味をなさないことと、もう一點は33行目の杜鴻漸の爵位を記した「杜衛公鴻漸」の「衛公」であり、正しくは「衛公」の「衛」は「衛」であることである。ただ、このような誤りがあるにしても南宋本『碣銘』は、その全體から見ればやはり『四部叢刊初集』『全唐文』の兩本収載の『碣銘』に比べ、用字的に適切であり善本であることは明らかであろう。

## 五 結・南宋蜀刻本『新刊權載之文集』所收『碣銘』の史料的价值

『四部叢刊初集』所收の朱珪・『新刊權載之文集』の『碣銘』と『全唐文』収載『碣銘』には、書誌學的にも構成と内容の點においても多くの疑問點なり問題點の存在することが確認され、その史料性において信頼に足るものであるのかが大いに疑問視された。ところが近年、南宋中期の蜀刻本である『新刊權載之文集』所收『碣銘』の公刊によって、『碣銘』の史料性は飛躍的に高まることとなった。しかし一方、南宋中期蜀刻本『權載之文集』所收の『碣銘』は、その構成と内容

において『四部叢刊初集』所收の朱珪・『新刊權載之文集』の『碣銘』と『全唐文』収載の『碣銘』とは何ら變わるころはなく、それがために書誌學的な問題は解消されたとはいえず、構成と内容に關わる多くの疑問や問題は残されたままとなった。『碣銘』が書誌學的には相當程度の信頼をおくことが可能となりながら、その構成と内容には信頼をおくことができなという結果の意味を、これまでの考察の過程から考えるならば以下のことが推測されるのではなからうか。それは、權德輿には金剛智に結縁灌頂を受けた契微の塔銘<sup>(15)</sup>や不空の弟子で大興善寺の寺主であつた圓敬の塔銘を作るなどの事實があり、當時の密教に淺からぬ關係があつたと思われることから、金剛智と不空の業績を顯彰する『碣銘』を權德輿が惠應の依頼によつて作るといふことはあり得たと考えられる。すなわち『碣銘』が權德輿の作である可能性は認められると考えられる。しかし、『碣銘』全文が確實に權德輿の作であると認めることができるかと言へば、それは現存する最古の『碣銘』が權德輿の文集の成立した唐代中後期からは、實に四百年近くの時間を経過して南宋中期に成立したものであることと、その構成と内容に多くの疑問や問題が存在することから、必ずしも斷定できることではないということにならう。

もし假に權德輿が作った銘文と假定したとしても、當初のままの構成と内容であったとは到底考えられず、おそらくはその成立から南宋中期までの四百年ほどの間に改変された可能性は否定できないと考えられる。<sup>(16)</sup> よって以上のことから『碣銘』の史料的價值について結論するならば、その價值は田中氏の主張するほどに高くは評價できず、内容の問題のところ指摘したように唐代密教史研究の文獻としての有用性は限定的なものであり、その使用には大きな制約を伴うものと考えられよう。

#### 注

- (1) 田中氏は前掲論文の中で、榊尾祥雲博士の『秘密佛教史』(昭和八年・一九三三)が『碣銘』の存在を最初に公にしたとされるが、松本博士の論文はそれより七年早いことになる。
- (2) 拙稿「慧朗七祖の問題と不空教團の動靜について」(『密教學研究』二九、一九九七年)を参照。
- (3) 『續開元釋教錄』卷中に「翻經大德潛眞、親奉三藏和上示以三秘教。入曼荼羅、登灌頂壇、受成佛印、仰諮密要。」(大正五五、七六〇a)と記される。また注(2)の註18・19を参照。
- (4) 注(2)を参照。

『唐大興善寺故大弘教大辯正三藏和尚影堂碣銘并序』について(岩崎)

- (5) 不空に關係する史料の中でその名が最も早く出てくるのは、『不空三藏表制集』卷一「請置大興善寺大德四十九員敕一首」(代宗の廣德二年・七六四)の「夏州靈覺寺潛眞」(大正五二、八三〇b)である。
- (6) 拙稿「不空三藏の護國活動の展開について」(『印佛研』四二一、一九九三年)を参照。
- (7) 不空に關係する史料の中で、子鄰の名は經典翻譯以外では『不空三藏表制集』卷二の「請子翻化度寺開講制書一首」(大正五二、八三五c)にその名を見るのみである。なお子翻の「翻」の字は、他に「鄰」・「隣」の字が用いられる。
- (8) この僧官名は憲宗の元和二年(八〇七年)に制定された制度であるので、『碣銘』が權德輿の眞撰であると假定するならば、その成立年代の上限は元和二年以降ということになる。なおその下限については、權德輿が宰相を退任した年の元和八年(八一三年)七月に東都留守に任命されたことが参考となるが、(八同一一年・一六年)十月に長安を離れ興元府に出鎮したことが確實な下限となる。
- (9) そもそも「三教大德」という言葉自體、その内容がきわめて不明瞭である。中國の宗教及び一般の思想界において「三教」といえば、佛教思想に限って用いられる頓教・漸教・圓教といった佛の教えの分類以外、通常そのほとんどは儒・佛・道を指すのが普通である。しかし、それでは意味が通じず判然としないと考えたのか、田中氏は前掲論文の「訓讀編」

で、三教を「三教（講論）大徳」と解釋している。しかしながら三教を講論の意味とするこの解釋は、三教という言葉の内容と歴史から考えて成り立つことはありえず、田中氏の解釋はまったく理解できず認めることもできない。もしそれを立證しようとするならば、少なくとも「三教大徳」の他の用例の提示と、唐代の著名な大徳號として講論大徳の他に臨壇と翻經の二つを加え都合三つの大徳號が存在するが、その内の講論大徳だけをなぜ三教大徳に該當させたのか、という事の理由が説明されなければならないであろう。なお「三教大徳」ではなく「三學大徳」という用例が『續開元釋教錄』卷中に「唐朝傳法三學大徳碑記集一十五卷」（大正五五、七七六 a）とあり、また『宋高僧傳』卷六・唐京師西明寺乘恩傳に「敕令三兩街三學大徳等詳定。」（大正五〇、七四三 b）とあり、同じく卷一七・唐京兆福壽寺玄暢傳にも「受京城三學大徳。」（大正五〇、八一八 a）とあって散見される。ところで「三學」は言うまでもなく戒・定・慧の三學を言うのであり、これを三藏に配すれば戒學は律、定學は經、慧學は論に當たることから、「三學大徳」が臨壇と翻經と講論の三大徳を指すとするならば「三教大徳」は本來「三學大徳」ではなかったかと考えられる。何故なら臨壇と翻經と講論の三大徳は、不空に親近した有力な僧たちの多くがその何れかの稱號を有している事實があるからである。

(10) 管見では、唐代に關係する文獻の中でそのような表記の仕

方を見ない。

(11) 田中氏、前掲論文の「譯注編」1と25を参照。

(12) 田中氏も『四部叢刊初集』所收の朱珪『新刊權載之文集』の『碣銘』を底本とし『全唐文』收載『碣銘』を對校本に用い校合しているが、殘念ながら誤字が多く脱字もあり、また未校合のままの文字もある。因みにその箇所を小稿の校合上の行番號によって指摘するならば、一行目、辨は辯・上は尙の誤字。十行目、實は資の誤字、また齋との未校合。二二行目、焉が脫字。一五行目、廬は臚の誤字。一八行目、吊は中國では弔の俗字であるので改める必要なし。二二行目、隣は鄰と未校合。二八行目、含は舍・滯は靜の誤字。三三行目、衛は衛と未校合。三八行目、連は蓮と未校合の以上となる。(13) 参考までに全文を書き下し文にして提示する。なお、用字については全て正字に改めた。

唐大興善寺故大弘教大辯正三藏和尚影堂碣銘并序

三藏とは何ぞや、心に於いて戒定慧を爲し、學に於いて經律論を爲す。惟れ西域の二大士、正智法器を以て天人の師と爲る。大弘教和尚、本號は金剛智、南印度の人なり。那爛陀寺に出家し、道は迦毘羅衛國に成る。龍智阿闍梨に事へ、惣持灌頂の法に通ず。師子國に入り、楞伽山に登り、海を航り險を涉りて中土に聿來す。開元中、鑿輅の兩都するに隨ひ、大



智・大慧皆衣を擱げ益を請ふ。春秋七十三、夏臘五十。洛京に化滅し、塔を龍門に起す。法を大辯正和尚に傳ふ。和尚、法號は不空、師子國の人なり。母氏方に娠まんとするに、佛光の頂を照すを夢む。弱冠にして受具し、三密の法に通ず。嘗て國信を齎し他方に往詣す。眞言を諷んじて海風は恬息し、祕印を結んで狂象は調伏さる。歳大旱の如きは、實たすに霖雨を作す。内より方袍之錫を出すこと、猶ほ命服のごとし。至徳の初、宣もて皇より命を靈朔に受け、不動尊經を譯し以て獻す。凡て天心に順ふ所以にして、善氣を導く者なり。又何ぞ勝て言ふ可けんや。開元の末自り大曆中に至るまで、三朝尊奉するに密行を以て世を救ふ。代宗授くるに特進鴻臚卿を以てし、大廣智三藏を賜號す。既に衆生の病を以て病と爲し、臥に於て内より開府儀同三司を加へ肅國公に封ぜらる。大曆九年夏六月既望、興善寺に示滅す。司空を追命し視聽せざること三日。尊名は大辯正と曰ふ。中謁者を遣はし弔祠す。報年は先師を減ずること三歳にして休夏は同數なり。初め、武皇帝大師を崇び以て公に次いで卿を命ずるなり。先師に儀同の贈・弘教の諡有り。大師の弟子は曰く、沙門含光・曇貞・覺超・惠靈・子鄰・潛眞・惠覺等、或いは肅宗灌頂の阿闍梨・清涼山功德使と爲り、或いは内道場三教大徳と爲り、或いは僧録と爲る。皆偉然たる龍象にして、法の棟梁と爲す。而して惠應・惠覺は祕藏を傳授せられ、永く師の道を懷ふ。乃ち仁祠法堂に於て繪飾に嚴事す。儀同は西に在り、

『唐大興善寺故大弘教大辯正三藏和尚影堂碣銘并序』について（岩崎）

肅國は東に在り。眸容にして徳宇、瞻仰すること在るが如し。應公、又其の教を推本して曰く、昔毘盧遮那如來、不空王三昧に入り瑜伽最上乘の義を説き、普賢に授くるに平等性智を以てして妙覺を超ゆ。一印に萬法を含み、五部四方に周し。金剛の堅利、蓮華の清淨、悟人の速やかなること思議す可けんや。普賢は龍猛に授け、龍猛は龍智に授け、凡そ千百載にして先の大師大師に授く。六葉の教を纂服して三摩の法を紹明し、攝護して成就し斯の妙門を爲す。大凡、翻經は七十七部一百卷、命書愍册・表章答禮・傳譯の差次・弟子の號名は、素壁を環周し、聳みて視れば敬を生ず。淨名の會中も亦世典に參じ、弘明の集内は佛乘に匪ざるは無し。初め先の大師の滅するや、呂工部向・杜衛公鴻漸、之が爲に記し、大師の去亡するや、嚴京兆郢・沙門飛錫、之が爲に碑す。感緣行化、皆以詳熟を以てす。今應公、二大師の遺影を以て此の堂に在り。以て識らざる可からざるなり。應公は大師の室に入り、徳輿は應公の藩に遊ぶ。茲の因縁を以て文字を掲げしむ。銘に曰く

法身遍く照らし、六葉妙を傳ふ。惟れ二大師、三朝に教を演ぶ。天竺は西極なり。瑜伽は門を度す。蓮は法界を開き、月は破重昏を破す。儼然たる像設くるに、復た親しく觀ゆるを獲ば、軟語を聞くが如く、祕印を結ぶが如し。一室の中、寂然として感通す。道行の無窮なるは法子の功なり。

(14) 『舊唐書』卷一〇八・列傳五八の杜鴻漸の傳に「封衛國公」

とある。なお田中氏は「金剛智傳歴史料一覽」③のbに「逸人 混倫翁(宰相杜鴻漸)撰『大(唐)東京廣福寺故金剛三藏塔銘併序』天寶二年二月二十七日(AD743)建立」と解説し、逸人混倫翁と杜鴻漸は同一の人物であり、この塔銘を撰した時の杜鴻漸は宰相であつたとされている。しかしこの解説は全くの誤解といわねばならない。まず逸人混倫翁と杜鴻漸が同一の人物であることについては、そもそも中央官僚たる杜鴻漸が「逸人」すなわち「官を避け世を辭した人」と呼ばれることはありえず、また混倫翁と名を變える必要が杜鴻漸の經歷からは全く存在しないからである。つぎに、塔銘を撰した時の杜鴻漸は宰相であつたということについても、塔銘が建立された天寶二年(七四三年)當時、杜鴻漸は開元二二年(七三四年)進士に及第(『登科記考』卷八・開元二二年の項を参照)してまだ十年にも満たない新進の官僚であつて、當然のことながら宰相などにはなっていないからである。因みに杜鴻漸が宰相になつたのは代宗の廣德二年(七六四年)であり、後述する中書侍郎の任官はその同じ年の四月のことである(『新唐書』卷六二・表第二・宰相中の廣德二年の項を参照)。田中氏がなぜこのような誤解をしたのかは分からないが、あるいは『宋高僧傳』卷一・唐洛陽廣福寺金剛智傳に、「灌頂弟子中書侍郎杜鴻漸、素所歸奉、述碑紀德焉。」(大正五〇、七二二a)と記され、杜鴻漸が金剛智の碑文を書いたというこの記述から類推した結果によるものであろうか。

ところで杜鴻漸の書いた碑文は史料として傳來せず現存しないが、空海の『廣付法傳』の第五祖金剛智の項に、金剛智の逸話を載せ、その逸話の出典が「在事具大廣福寺南中門西邊和上碑銘中。」と記されており、運微は『付法傳纂解』でここに注して「灌頂弟子中書侍郎杜鴻漸、嘗撰紀德碑。所謂南門碑者是乎。」と解釋している。

(15) 田中氏は前掲論文中に、契微について「九歳の年に薦福寺の金剛智に入門、灌頂を受け密教を傳授された人物である。」または「金剛智門下」であると述べている。しかしこの契微に對する認識は、すでに拙稿「金剛智三藏の在唐中の活動について」の注(9)(密教學會報二九、一九九〇年)で指摘したように、契微は單に現在言うところの結緣灌頂を受けただけであつて、田中氏が論據とする「九歳、于薦福寺金剛三藏、發心入曼荼羅道場、傳持聖印、悟入之速發於岐疑」(『四部叢刊初集』所收、朱珪『新刊權載之文集』卷二八「唐故東京安國寺契微和尚塔銘并序」という記述の内容)と、契微のその後の經歷を見ても、「密教を傳授された人物である」とか「金剛智門下」であるなどという事實が存在しないことは明らかである。そもそも、九歳といへば佛教においては出家入門の年齢に相當する年頃であつて、そのような子供へ密教が傳授されるなどということはあり得るはずの無いことである。契微に對する田中氏のこのような認識は事實誤認と言えらるであらう。

(16) この点については田中氏も前掲論文において、「果たして成立當初の形態を十分保持したまま今日に伝えられたのか、それとも何人かによって改訂の手が加えられたのか、未だ判然としない点を有している。諸説參酌基準の曖昧な点はその典型的な例である。」との見解を示している。なお田中氏のような見解は、『碣銘』の文献としての信憑性に不安を指摘しながら、一方で不安を指摘している文献の記載を全面的に信用するという大きな矛盾を犯していると言わねばならないであろう。

『唐大興善寺故大弘教大辯正三藏和尚影堂碣銘并序』について(岩崎)